

回 答 書

業 務 名	熊本市東部まちづくりセンター電話設備通話録音装置等賃貸借 (長期継続契約)		
質 問 書 提 出 期 限	令和 7 年 10 月 22 日	開 札 日	令和 7 年 10 月 31 日

本 市 回 答 欄

Q 1 仕様書内納入期限日までに物品を納品できると確認が取れておりますが、物流遅延や不測の事態が生じ納期遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。

A 1 不可抗力（自然災害、交通機関の混乱等）による納入遅延が発生した場合には状況に応じて契約変更等の協議に応じることは可能です。

Q 2 動産総合保険について、地震や津波等の天災は適応外で、残リース料に応じて保険金が通減する一般的なものの付保でよろしいですか。

A 2 賃貸借契約物件等が壊れた際にご対応いただければ、保険の内容は問いません。

Q 3 契約書第 19 条(その他の解除権)、第 20 条(受注者の解除権)、第 23 条の 2(予算の減額又は削除に伴う特約)について質問いたします。該当の各条項では、契約解除時に発注者への損害賠償が可能と示されておりますが、「当該年度におけるこの契約金相当額を上限」と賠償額が限定されております。発注者の都合による契約解除時は、期間中の残額(未払額)を請求させていただきたく、該当の文言を削除または変更は可能でしょうか。

A 3 契約の内容は発注者、受注者双方にとって平等な内容であるべきと考えます。
ついては、落札決定後に協議させていただきます。

Q 4 公告 12(3)契約保証金について、 契約保証金について、履行証明書もしくは契約書写しを 2 件提出することで免除となりますでしょうか。

A 4 広告 12(3)ウに該当すれば免除となります。

Q 5 納品作業や検査立ち会い、保守、満了後の物件撤去、主な作業はメーカーや協力会社へ委託しますがよろしいでしょうか。

A 5 委託は可能です。

Q 6 契約書第 15 条(不可抗力による費用等の負担)について、受注者(リース会社)は責任を負えない為、条項を変更または削除は可能でしょうか。

A 6 本条項は、自然災害等当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由「不可抗力」に伴い損害又は損失が発生した場合の取り扱いについて想定したものであり、不測の事態に備え削除あるいは発注者が全額負担などの表現に改めることはできません。

Q 7 満了後の物件返却について、物件を取り外し、1箇所へまとめていただくことは可能でしょうか。

A 7 賃貸借期間満了後においては、機器等は無償譲渡となります。